

乗合タクシー（全域デマンド運行）について

No	Q	A
デマンド運行について		
1	デマンドとは？	自宅までタクシーが迎えに行き自宅から目的地に行くことが可能となります。 今までは停留所まで足を運んでいましたが、デマンド運行により停留所まで行く手間がなくなります。 ただし、完全予約制となっていますので事前に予約が必要となります。
2	デマンド運行になった場合料金は変わるのか？	変わりません。 料金は片道 300 円のままととなります。
3	停留所以外の場所でも降りることができるのか？	できません。 自宅⇄町中央停留所の便となっているため、停留所以外の場所で降りることは不可です。
利用方法について		
1	どのようにして利用するのか？	往路便(町中央停留所行き)をご利用の場合、前日 15 時までに電話予約をして下さい。その際、登録番号・氏名・乗車時間・行先を伝えてください。当日予約された時間になりましたら自宅へタクシーが来ます。復路便(自宅行き)をご利用の場合、出発予定時刻の 1 時間前までに電話予約または、往路便タクシーの車内で口頭予約も可能です。
2	利用にあたって条件等あるのか？	・ 高原町民（高原町で住民登録をしている人） ・ 事前の利用手続をしていること ・ 介助なしでタクシーの乗り降りが可能な方 ※介助者同乗であれば利用可 ・ 小学生以上であること ※未就学児は保護者同伴で利用可 上記が乗合タクシーを利用する条件となります
3	停留所へ行く必要があるのか？	往路便(町中央停留所行き)を利用する場合は自宅に乗合タクシーが迎えに来るので停留所に行く必要はありませんが、復路便(自宅行き)を利用する場合は停留所に行き乗合タクシーを待つ必要があります。
4	介助者が町外の方ということも考えられるがその場合乗車可能なのか？	乗合タクシーの利用者は高原町民を条件としているため、乗車できません。
料金について		
1	利用料金はいくらか	片道料金 大人 300 円 子ども（小中学生） 150 円 となっています。 未就学児は無料で乗車可能ですが、必ず保護者同伴と

		なります。その際保護者の方は 300 円乗車料金をお支払いいただきます。
2	介助者を同乗させた場合介助者も料金を払わないといけないのか。	300 円お支払いいただきます。
3	介助者は割引にならないのか。	今のところ割引は考えておらず、1 人につき 300 円の運賃が必要となります。
4	回数券の販売はないのか。	現在、回数券の販売はありません。
運行日について		
1	いつ運行しているのか。	月・火・水・木・金・土曜日に運行しており日曜日、祝日、年始（1/1～1/3）は運休となっています。
2	運行時間はいつなのか。	往路便(自宅から町中央停留所行き)の運行時間は 8 時台・9 時台の 2 便となります。 復路便(町中央停留所から自宅行き)の運行時間は 11 時台・13 時台・15 時台の 3 便となります。
3	日曜日は運行しないのか。	今のところ運行予定はありません。
予約方法について		
1	予約は必要か。	完全予約制の為、必ず予約が必要です。
2	予約はいつでもいいのか。	利用する日の 2 週間前から予約が可能です。 予約受付日は下記のとおりです。 受付日：月～土曜日（日曜日、祝日、年始（1/1～3）は除く） 受付時間：9:00～15:00 予約締切時間 ・往路便(自宅から町中央停留所行き)を利用する場合、利用する日の前日 15 時まで ・復路便(町中央停留所から自宅行き)を利用する場合、当日出発予定時間の 1 時間前まで、または、往路便の車内で口頭予約をすることができます。
3	予約方法は電話のみのか。	現時点では電話予約のみとなっています。
4	どこに電話したらいいのか。	予約の電話については、宮交タクシー <u>0984-42-1117</u> をお願いいたします。
5	利用する場合何人か集めて予約した方がいいのか。	1 人だけでの予約も可能ですので集める必要はありません。
6	予約をキャンセルする場合はどうしたらよいか。	予約のキャンセルを行う場合、速やかに宮交タクシーへキャンセルの連絡をしてください。
運行ルートについて		
1	町中央停留所は具体的にどこなのか。	1 役場前 2 L a L a きりしま 3 高原(高鍋信用金庫前) 4 郵便局前 5 学校前 6 高原上町 7 希望の店前 8 農協前 9 並木 10 高原駅前 11 ほほえみ館 12 川井田医院前

		13 広原駅（広原校区にお住まいの方限定） 上記13カ所の停留所となります。
2	町内しか走らないのか。	町内のみの運行となっています。
3	停留所とは別の場所に行きたいのだが可能なのか。	乗合タクシーは町中央停留所までの移動手段として考えています。そのため町中央停留所以外の場所に行くことはできません。
事前の利用手続について		
1	利用手続はどこでできるのか。	高原町役場総合政策課にて随時申し込みできます。役場への来庁が難しい場合は、個別の自宅訪問も行っていますので、その際は役場総合政策課(0984-42-2115)まで御連絡ください。
2	会員登録していないと利用できないのか。	登録していないと利用できません。
3	登録料はいくらなのか。	無料です。
4	同乗する介助者も登録が必要なのか。	登録が必要です
5	手続をする際に必要なものはあるか。	本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード、年金手帳など)をご持参ください。
6	代理人による申請はできるのか。	代理人による申請も可能です。その場合、乗合タクシーの利用者本人の身分が確認できるものと、代理人本人の身分が確認できるものが必要となります。
7	手続き後、何か発行されるのか。	内容を確認後、適正であると認めたときは、高原町乗合タクシー登録証を交付いたします。
8	登録証を紛失した場合はどうしたらよいか。	登録証を紛失・破損した場合は、役場総合政策課にお越しください。再発行の手続をいたします。
その他		
1	手押し車を持って利用する際、積み下ろしを運転手は手伝ってくれるのか。	お手伝い可能です。ただし、人の乗り降りを介助することはできません。
2	バスに乗り継ぎをしたい場合、どうしたらよいか。	バス等への乗り継ぎを希望する場合は、予約時にその旨をお伝えください。